

条 例 制 定 改 廃 調 書

条例改正に伴う新旧対照表

令和 7 年

奈良市議会 12 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市人権・コミュニティセンター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 北人権・コミュニティセンターを設置する。 (第2条関係)</p> <p>(1) 名称 奈良市北人権・コミュニティセンター</p> <p>(2) 位置 奈良市川上町418番地の1</p> <p>2. 奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）の一部改正について（附則第3項関係）</p> <p>第2条の表奈良市北人権文化センターの項を削る。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">共生社会の実現に向けた幅広い啓発、事業等を行い、多様化する課題に対応する施設として、北人権・コミュニティセンターを設置し、指定管理者制度を導入するもの。		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	市民部 共生社会推進課

奈良市人権・コミュニティセンターライブル 新旧対照表

現行	改正案										
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>奈良市中人権・コミュニティセンター</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市中人権・コミュニティセンター	略	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>奈良市中人権・コミュニティセンター</td><td>略</td></tr><tr><td>奈良市北人権・コミュニティセンター</td><td>奈良市川上町418番地の1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市中人権・コミュニティセンター	略	奈良市北人権・コミュニティセンター	奈良市川上町418番地の1
名称	位置										
奈良市中人権・コミュニティセンター	略										
名称	位置										
奈良市中人権・コミュニティセンター	略										
奈良市北人権・コミュニティセンター	奈良市川上町418番地の1										

奈良市人権文化センター条例 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案														
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>奈良市北人権文化センター</td><td>奈良市川上町418番地の1</td></tr><tr><td>奈良市東人権文化センター</td><td>略</td></tr><tr><td>奈良市南人権文化センター</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市北人権文化センター	奈良市川上町418番地の1	奈良市東人権文化センター	略	奈良市南人権文化センター	略	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>奈良市東人権文化センター</td><td>略</td></tr><tr><td>奈良市南人権文化センター</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	奈良市東人権文化センター	略	奈良市南人権文化センター	略
名称	位置														
奈良市北人権文化センター	奈良市川上町418番地の1														
奈良市東人権文化センター	略														
奈良市南人権文化センター	略														
名称	位置														
奈良市東人権文化センター	略														
奈良市南人権文化センター	略														

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号） ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第1条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正 ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第343号）第1条の規定による子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の法律の一部改正による改正後の子ども・子育て支援法の規定に基づき定められた基準府令に従い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。</p> <p>(1) 制定する条例の構造について、基準府令どおりとする部分については、基準府令を引用する旨の規定を置く。（第3条関係）</p> <p>(2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する本市の独自基準として、暴力団の排除に係る規定を置く。（第4条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、上記の法改正等により、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化、令和8年度からは新たな給付として全国で実施される。同事業の運営基準について、市町村は条例で基準を定めなければならないと子ども・子育て支援法に規定されたため、上記の内閣府令（以下「基準府令」という。）で定める基準に従い条例の制定を行うもの。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	子ども未来部 幼保こども園課

条例制定改廃調書

1 名 称	入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金制を導入する。</p> <p>(1) 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 (第4条、第8条、第10条関係)</p> <p>(2) 利用料金の減免について、市長の承認を得て定める基準により指定管理者が行うこととする。 (第4条、第8条関係)</p> <p>(3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者については、観覧の利用料金を免除することとする。 (第4条関係)</p> <p>2. 利用料金の見直しを行う。 (別表第1関係)</p> <p>(1) 普通観覧の利用料金について、市内に住所を有する者及び市外に住所を有する者の区分を新設し、市外に住所を有する者に係る当該利用料金について増額する。</p> <p>(2) 特別観覧の利用料金について、限度額を引き上げる。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者により管理を行っている入江泰吉記念奈良市写真美術館について、利用料金制を導入するとともに、観覧の利用料金の見直しを行うもの。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	市民部 文化振興課

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 新旧対照表

現行	改正案
(事業) 第3条 美術館は、 <u>次の各号に掲げる事業</u> を行う。 (1)～(5) 略 (指定管理者) 第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる美術館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1) 略 (2) 美術館の <u>使用承認及び使用制限</u> に関すること。 (3)～(5) 略 2 略 <u>(観覧料)</u> 第4条 美術館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める <u>観覧料</u> を納付しなければならない。	(事業) 第3条 美術館は、 <u>次に</u> 掲げる事業を行う。 (1)～(5) 略 (指定管理者) 第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる美術館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (1) 略 (2) 美術館の <u>利用承認及び利用制限</u> に関すること。 (3)～(5) 略 2 略 <u>(観覧の利用料金)</u> 第4条 美術館が展示する資料を観覧しようとする者は、 <u>その観覧に係る料金</u> （以下「観覧の利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 <u>観覧の利用料金</u> は、別表第1に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 <u>地方自治法第244条の2第8項の規定</u> に基づき、市長は、指定管理者に観覧の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。 4 次に掲げる者については、 <u>観覧の利用料金</u> を免除する。 (1)・(2) 略 (3) <u>16歳未満の者並びに高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者</u> 3 前項に定めるものほか、 <u>市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、観覧料</u> を減免することができる。 <u>(展示室の使用)</u>
	5 前項に定めるものほか、 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により観覧の利用料金</u> を減免することができる。 <u>(展示室の利用)</u>

現行	改正案
<p>第5条 美術館の一般展示室（以下「展示室」という。）を<u>使用</u>しようとす る者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の承認は、写真の展示に<u>使用</u>するときに限るものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（展示室の<u>使用</u>の不承認）</p>	<p>第5条 美術館の一般展示室（以下「展示室」という。）を<u>利用</u>しようとす る者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の承認は、写真の展示に<u>利用</u>するときに限るものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（展示室の<u>利用</u>の不承認）</p>
<p>第6条 指定管理者は、次の各号の一に_____該当すると認めるとときは、展 示室の<u>使用</u>を承認してはならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 施設等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>（3） 略</p> <p>（展示室の<u>使用</u>承認の取消し等）</p>	<p>第6条 指定管理者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるとときは、展 示室の<u>利用</u>を承認してはならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>（3） 略</p> <p>（展示室の<u>利用</u>承認の取消し等）</p>
<p>第7条 指定管理者は、次の各号の一に_____該当するときは、展示室の<u>使 用</u>承認を取り消し、又は<u>使用</u>を停止させることができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 承認を受けた<u>使用目的</u>以外に<u>使用</u>したとき。</p> <p>（3） 略</p> <p>2 前項の規定により<u>使用</u>承認の取消し又は<u>使用</u>の停止を受けた者に生じた 損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>（展示室の<u>使用料</u>）</p>	<p>第7条 指定管理者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、展示室の<u>利 用</u>承認を取り消し、又は<u>利用</u>を停止させることができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 承認を受けた<u>利用目的</u>以外に<u>利用</u>したとき。</p> <p>（3） 略</p> <p>2 前項の規定により<u>利用</u>承認の取消し又は<u>利用</u>の停止を受けた者に生じた 損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>（展示室の<u>利用料金</u>）</p>
<p>第8条 展示室の<u>使用</u>の承認を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、別 表第2に定める<u>使用料</u>を納付しなけれ ばならない。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めた場合は、前項の使用料を減免すること</p>	<p>第8条 展示室の<u>利用</u>の承認を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）は、そ の<u>利用</u>に係る料金（以下「<u>展示室の利用料金</u>」という。）を納付しなけれ ばならない。</p> <p>2 展示室の<u>利用</u>料金は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管 理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に展 示室の<u>利用</u>料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により展示室の<u>利用</u>料金を</p>

現行	改正案
<p><u>ができる。</u></p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第9条 <u>使用者は、展示室を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならぬ。</u></p> <p>2 <u>使用者は、展示室を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</u></p> <p>(使用できる自動車)</p> <p>第9条の2 駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を使用することができない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(駐車場の使用料)</p> <p>第10条 駐車場を使用する者は、別表第3に定める使用料 _____ を納付しなければならない。</p> <p>(駐車場の使用料の不徴収)</p> <p>第10条の2 次のいずれかに該当する自動車については、駐車場の使用料を徴収しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(観覧料等の不還付)</p> <p>第12条 既納の観覧料並びに展示室及び駐車場の使用料 _____ は、還付しない。ただし、市長 _____ が特別の理由があると認めたときは、展示室の使用料 _____ の全部又は一部を還付することができる。</p>	<p><u>減免することができる。</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第9条 <u>利用者は、展示室を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならぬ。</u></p> <p>2 <u>利用者は、展示室を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</u></p> <p>(利用できる自動車)</p> <p>第9条の2 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を利用することができない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(駐車場の利用料金)</p> <p>第10条 駐車場を利用する者は、その利用に係る料金（以下「駐車場の利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 駐車場の利用料金は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に駐車場の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>(駐車場の利用料金の不徴収)</p> <p>第10条の2 次のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第12条 既納の観覧の利用料金、展示室の利用料金及び駐車場の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、展示室の利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p>

現行			改正案								
(行為の禁止等)			(行為の禁止等)								
第13条 美術館においては、 <u>次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u>			第13条 美術館においては、 <u>次に</u> 掲げる行為をしてはならない。								
(1) 施設等又は資料を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失すること。			(1) 施設等又は資料を <u>毀損</u> し、汚損し、又は滅失すること。								
(2)～(5) 略			(2)～(5) 略								
2 略			2 略								
(損害賠償)			(損害賠償)								
第14条 美術館を <u>使用</u> する者は、施設、附属設備又は資料を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。			第14条 美術館を <u>利用</u> する者は、施設、附属設備又は資料を <u>毀損</u> し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。								
別表第1 (第4条関係)			別表第1 (第4条関係)								
区分		小学校の児童、中学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	その他の者(15歳以上の者に限る。)							
普通観覧料 (1人1回につき)	個人	100円	200円	500円							
	団体	80円	160円	400円							
特別観覧料 (1人1回につき)		1,500円を超えない範囲内で市長がその都度定める額									
定期観覧料 (1人1年につき)		2,500円									
備考											
1 「普通観覧料」とは、常設展示の資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。											
2 「特別観覧料」とは、特別展示の資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。											
区分		市内に住所を有する者		市外に住所を有する者							
普通観覧の利用料金 (1人1回につき)	個人	500円		700円							
	団体	400円		600円							
特別観覧の利用料金 (1人1回につき)		2,000円									
定期観覧の利用料金 (1人1年につき)		2,500円									
備考											
1 「普通観覧の利用料金」とは、常設展示の資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。											
2 「特別観覧の利用料金」とは、特別展示の資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。											

現行	改正案
<p><u>3 「定期観覧料」とは、1年間を通じて隨時常設展示又は特別展示の資料を観覧するために一括して納付するものをいう。</u></p> <p><u>4 「団体」とは、20人以上をいう。</u></p>	<p><u>3 「定期観覧の利用料金」とは、1年間を通じて隨時常設展示又は特別展示の資料を観覧するために一括して納付するものをいう。</u></p> <p><u>4 「団体」とは、利用料金を納付すべき者が20人以上のものをいう。</u></p>
別表第2（第8条関係）	別表第2（第8条関係）

区分	午前	午後	全日
	9：30～12：30	13：00～17：00	9：30～17：00
展示室の使用料	略	略	略

駐車時間の区分	駐車場の <u>使用料</u> (1台につき)	駐車場の <u>利用料金</u> (1台につき)
		略
略	略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市入江泰吉旧居条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金制を導入する。 (第7条関係)</p> <p>(1) 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(2) 利用料金の減免について、市長の承認を得て定める基準により指定管理者が行うこととする。</p> <p>(3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者に加え、大学の学生及びこれに準ずる者についても、利用料金を免除することとする。</p> <p>2. 利用料金の見直しを行う。 (別表関係)</p> <p>市内に住所を有する者及び市外に住所を有する者の区分を新設し、市外に住所を有する者に係る利用料金について増額する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">指定管理者により管理を行っている入江泰吉旧居について、利用料金制を導入とともに、利用料金の見直しを行うもの。		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	市民部 文化振興課

奈良市入江泰吉旧居条例 新旧対照表

現行	改正案										
<u>(入館料)</u> 第7条 旧居に入館しようとする者は、別表に定める入館料 _____を納付しなければならない。	<u>(利用料金)</u> 第7条 旧居に入館しようとする者は、 <u>その利用に係る料金</u> （以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。 4 次に掲げる者については、 <u>利用料金</u> を免除する。 (1)・(2) 略 (3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者 3 前項に定めるものほか、 <u>市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、入館料を減免することができる。</u> <u>(入館料の不還付)</u> 第8条 既納の <u>入館料</u> は還付しない。 別表（第7条関係）										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館料 (1人1回限り)</td><td>個人 200円 団体 100円</td></tr> </tbody> </table> 備考 「団体」とは、入館料を納付すべき者が20人以上のものをいう。	区分	金額	入館料 (1人1回限り)	個人 200円 団体 100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>市内に住所を有する者</th><th>市外に住所を有する者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料金 (1人1回限り)</td><td>個人 200円 団体 100円</td><td>300円 150円</td></tr> </tbody> </table> 備考 「団体」とは、利用料金を納付すべき者が20人以上のものをいう。	区分	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者	利用料金 (1人1回限り)	個人 200円 団体 100円	300円 150円
区分	金額										
入館料 (1人1回限り)	個人 200円 団体 100円										
区分	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者									
利用料金 (1人1回限り)	個人 200円 団体 100円	300円 150円									

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市杉岡華郵書道美術館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金制を導入する。 (第4条関係)</p> <p>(1) 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(2) 利用料金の減免について、市長の承認を得て定める基準により指定管理者が行うこととする。</p> <p>(3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒及びこれに準ずる者に加え、大学の学生及びこれに準ずる者についても、利用料金を免除することとする。</p> <p>2. 利用料金の見直しを行う。 (別表関係)</p> <p>(1) 普通観覧の利用料金について、市内に住所を有する者及び市外に住所を有する者の区分を新設し、市外に住所を有する者に係る当該利用料金について増額する。</p> <p>(2) 特別観覧の利用料金について、限度額を引き上げる。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・指定管理者により管理を行っている杉岡華郵書道美術館について、利用料金制を導入するとともに、利用料金の見直しを行うもの。</p>		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	市民部 文化振興課

奈良市杉岡華邨書道美術館条例 新旧対照表

現行	改正案
<u>(観覧料)</u> 第4条 美術館が展示する書道作品又は資料を観覧しようとする者は、 <u>別表に定める観覧料</u> を納付しなければならない。	<u>(利用料金)</u> 第4条 美術館が展示する書道作品又は資料を観覧しようとする者は、 <u>その観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）</u> を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
2 次に掲げる者については、 <u>前項の観覧料</u> を免除する。 (1)・(2) 略 (3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒 <u>及びこれ</u> に準ずる者	4 次に掲げる者については、 <u>利用料金</u> を免除する。 (1)・(2) 略 (3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒、 <u>大学の学生</u> 及びこれらに準ずる者
3 前項に定めるもののほか、 <u>市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、観覧料を減免することができる。</u> <u>(観覧料の不還付)</u> 第5条 既納の <u>観覧料</u> は、還付しない。 (行為の禁止等)	5 前項に定めるもののほか、 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により利用料金</u> を減免することができる。 <u>(利用料金の不還付)</u> 第5条 既納の <u>利用料金</u> は、還付しない。 (行為の禁止等)
第6条 美術館においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設等又は資料を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失すること。 (2)～(5) 略 2 略 (損害賠償)	第6条 美術館においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設等又は資料を <u>毀損</u> し、汚損し、又は滅失すること。 (2)～(5) 略 2 略 (損害賠償)
第7条 美術館に入館した者は、施設等、書道作品又は資料を <u>き損</u> し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。 別表（第4条関係）	第7条 美術館に入館した者は、施設等、書道作品又は資料を <u>毀損</u> し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。 別表（第4条関係）

現行			改正案		
区分		金額	区分		市内に住所を有する者 市外に住所を有する者
普通観覧料	個人	300円	普通観覧の利用料金	個人	300円 500円
(1人1回限り)	団体	240円	料金	団体	240円 400円
特別観覧料	1,500円を超えない範囲内で市長がその都度定める額		特別観覧の利用料金		2,000円
(1人1回につき)			(1人1回につき)		
定期観覧料		2,000円	定期観覧の利用料金		2,000円
(1人1年につき)			(1人1年につき)		
備考			備考		
1 「普通観覧料」とは、常設展示の書道作品又は資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。			1 「普通観覧の利用料金」とは、常設展示の書道作品又は資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。		
2 「特別観覧料」とは、特別展示の書道作品又は資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。			2 「特別観覧の利用料金」とは、特別展示の書道作品又は資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。		
3 「定期観覧料」とは、1年間を通じて隨時常設展示又は特別展示の書道作品又は資料を観覧するために一括して納付するものをいう。			3 「定期観覧の利用料金」とは、1年間を通じて隨時常設展示又は特別展示の書道作品又は資料を観覧するために一括して納付するものをいう。		
4 「団体」とは、観覧料を納付すべき者が20人以上の団体をいう。			4 「団体」とは、利用料金を納付すべき者が20人以上のものをいう。		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市災害対策基本条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 災害対策を更に前進させるには、諸計画や施策に加え、自助、共助及び公助の考え方の下に、市、市民、自主防災組織及び事業者の責務と役割を明確にし、その意識を高めることが重要である。これにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、災害による被害の最小化を図るとともに、災害に強い安全で安心なまちの実現を目指して、基本理念等の必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総則（第1条から第3条まで関係） (2) 責務（第4条から第7条まで関係） (3) 防災対策（第8条から第15条まで関係） (4) 災害応急対策（第16条から第20条まで関係） (5) 復興対策（第21条関係） (6) 雜則（第22条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から市民等の生命、身体、財産及び個人の尊厳を守るために、災害対策に関する目標を共有し、それぞれの責務を自覚して災害対策に取り組むことが求められる。 ・災害に強いまちを実現するため、基本理念並びに市、市民、自主防災組織及び事業者の責務等を定める。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	危機管理監 危機管理課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 子育て世帯向けの市営住宅等への入居者資格を緩和する。 (第6条関係)</p> <p>改正前 同居又は同居の予定である親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。</p> <p>改正後 同居又は同居の予定である親族に18歳未満の者があること。</p> <p>2. 母子・父子世帯向けの市営住宅等への入居者資格について、同居又は同居の予定である子の年齢を引き下げる。(第6条関係)</p> <p>3. 入居者資格のうち、60歳以上の者としている条件を65歳以上の者に引き上げる。(第6条、附則第2項、附則第3項関係)</p> <p>4. シルバーハウジング(高齢者が居住し、かつ、当該居住している高齢者に対して生活援助員によるサービスを提供する住宅をいう。)の市営住宅に関する規定を削除する。(第6条関係)</p> <p>5. 住宅の敷金及び駐車場の敷金を還付する際に控除する額について、実態に則した内容を規定する。(第12条、第38条の4の3関係)</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において、子のいる世帯数が減少し、60歳以上の人口が増加したことによる住宅の需要に対応するほか、所要の規定の整備を行うもの。 		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	都市整備部 住宅課

奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>60歳以上</u>の者 イ～ク 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア)～(ウ) 略 (エ) その者が<u>60歳以上</u>の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが<u>60歳以上</u>又は18歳未満の者であること。 (オ) 略 イ・ウ 略 (3)～(7) 略</p> <p>2 母子・父子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが<u>20歳未満</u>であること。 (3) 略</p>	<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>65歳以上</u>の者 イ～ク 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア)～(ウ) 略 (エ) その者が<u>65歳以上</u>の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが<u>65歳以上</u>又は18歳未満の者であること。 (オ) 略 イ・ウ 略 (3)～(7) 略</p> <p>2 母子・父子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが<u>18歳未満</u>であること。 (3) 略</p>

現行	改正案
3 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1) <u>60歳以上の者であること。</u> (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次のいずれかに該当する者に限る。）があること。 ア～ウ 略 エ <u>60歳以上の者（60歳未満であつて、市長が特に必要と認める者を含む。）</u> (3) 略	3 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1) <u>65歳以上の者であること。</u> (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次のいずれかに該当する者に限る。）があること。 ア～ウ 略 エ <u>65歳以上の者（65歳未満であつて、市長が特に必要と認める者を含む。）</u> (3) 略
4 略	4 略
5 <u>シルバーハウジング（高齢者が居住し、かつ、当該居住している高齢者に対して生活援助員によるサービスを提供する住宅をいう。）として整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</u> <u>(1) 次のいずれかの世帯に属する者であること。</u> ア <u>60歳以上の者の単身世帯</u> イ <u>60歳以上の者のみの世帯</u> ウ <u>60歳以上の者とその配偶者（以下「高齢者夫婦」という。）のみの世帯</u> エ <u>市長が住宅需要を鑑み特に必要と認めるとときは、障害者等（第1項第1号イ、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の単身世帯、障害者等のみの世帯、障害者等とその配偶者のみの世帯又は障害者等と60歳以上の者若しくは高齢者夫婦のみの世帯</u> <u>(2) 第1項第2号から第7号までの条件</u>	5 略
6 略	6 子育て世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない
7 子育て世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない	

現行	改正案
ない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族に <u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> があること。 (2) 略 <u>8・9</u> 略 (入居者資格の特例) <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項（第5号を除く。）から<u>第8項</u>までに定める条件を具備する者とみなす。</p>	ない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族に <u>18歳未満</u> の者があること。 (2) 略 <u>7・8</u> 略 (入居者資格の特例) <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項（第5号を除く。）から<u>第7項</u>までに定める条件を具備する者とみなす。</p>
2 略	2 略
3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項各号（第5号を除く。）及び <u>同条第8項</u> に掲げる条件を具備する者とみなす。 (敷金)	3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項各号（第5号を除く。）及び <u>同条第7項</u> に掲げる条件を具備する者とみなす。 (敷金)
第12条 略 2・3 略 4 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を明け渡したときに還付する。この場合において、家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう <u>_____</u> 。）、水道料金（第20条の3第	第12条 略 2・3 略 4 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を明け渡したときに還付する。この場合において、家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう <u>第38条の4の3において同じ。</u> ）、水道料金（第20条の3第

現行	改正案
1 項に規定する水道料金をいう _____ _____. _____. 。) その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。	1 項に規定する水道料金をいう。第38条の4の3において同じ。)、駐車場の使用料（第38条の4の5第1項に規定する使用料をいう。以下第38条の4の3、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。） その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。
5・6 略 (駐車場敷金)	5・6 略 (駐車場敷金)
第38条の4の3 略	第38条の4の3 略
2 前項の駐車場敷金の額は、 <u>当該使用を決定された駐車場の使用料</u> （以下この条、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。） の3箇月分に相当する額とする。	2 前項の駐車場敷金の額は、 <u>使用を決定された使用料</u> の3箇月分に相当する額とする。
3 第1項の規定により納付した駐車場敷金は、駐車場を返還したときに還付する。この場合において、 <u>使用料について未納の額</u> _____ があるとき、 又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。	3 第1項の規定により納付した駐車場敷金は、駐車場を返還したときに還付する。この場合において、 <u>使用料、家賃、共益費、水道料金</u> その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。
4・5 略	4・5 略

奈良市改良住宅条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当 する者であること。 (エ) その者が<u>60歳</u>以上の者であり、かつ、現に同居し、 又は同居しようとする親族のいずれもが<u>60歳</u>以上又は18 歳未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号) 第22条第1項の規定による国の補</p>	<p>(準用等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当 する者であること。 (エ) その者が<u>65歳</u>以上の者であり、かつ、現に同居し、 又は同居しようとする親族のいずれもが<u>65歳</u>以上又は18 歳未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号) 第22条第1項の規定による国の補</p>

現行	改正案
<p>助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、市営住宅条例第28条第1項及び第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項及び第2項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。</p>	<p>助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、市営住宅条例第28条第1項及び第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項及び第2項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。</p>

現行	改正案
3～6 略	3～6 略

奈良市コミュニティ住宅条例 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当 する者であること。 (エ) その者が<u>60歳</u>以上の者であり、かつ、現に同居し、 又は同居しようとする親族のいずれもが<u>60歳</u>以上又は18 歳未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補</p>	<p>(準用等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当 する者であること。 (エ) その者が<u>65歳</u>以上の者であり、かつ、現に同居し、 又は同居しようとする親族のいずれもが<u>65歳</u>以上又は18 歳未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補</p>

現行	改正案
<p>助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、市営住宅条例第28条第1項及び第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第38条の4の5第2項中「2,500円」とあるのは「別表第1の共同施設の駐車場については5,000円、別表第2の共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項及び第2項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増</p>	<p>助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、市営住宅条例第28条第1項及び第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第38条の4の5第2項中「2,500円」とあるのは「別表第1の共同施設の駐車場については5,000円、別表第2の共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項及び第2項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増</p>

現行	改正案
賃料をえた額をいう。以下同じ。)を超える場合にあつては法定上限額)」 とする。 3～6 略	賃料をえた額をいう。以下同じ。)を超える場合にあつては法定上限額)」 とする。 3～6 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none">・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）・人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（令和7年人事院規則19-0-17）	4 制定改廃の概要	<p>1. 給与の減額の対象として、1日の勤務時間の一部を勤務しない部分休業に加え、全部を勤務しない部分休業を加える。（第14条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">・上記の法律の一部改正により部分休業の取得パターンが拡大されることに伴い、1日の勤務時間の全部を勤務しないことができる部分休業が新たに加わることから、当該部分休業を給与の減額の対象とするため、所要の規定の整備を行うもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(給与の減額) 第14条 略 2 職員が次に掲げる休暇等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。第4号において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> <u>_____を勤務しないことをいう。）</u>	(給与の減額) 第14条 略 2 職員が次に掲げる休暇等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。第4号において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u> を勤務しないことをいう。）
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略